

## 「日本基督教団小金井緑町教会」規則施行細則

2017年3月26日制定

- 第1条 「日本基督教団小金井緑町教会」規則(以下、「規則」という)第8条により幼児洗礼を受けた者が、満30歳までに信仰告白をしなかったときは、長老会の議を経て、別帳に移すことができる。  
満50歳までに信仰告白をしなかったときは、長老会の議を経て、除籍することができる。  
ただし、継続して礼拝に出席している場合、心身上など特別な事情のある場合等は、牧会的配慮を加えることができるものとする。
- 第2条 規則第12条第3項の「牧会的配慮を加えることができる」場合とは、高齢若しくは病氣療養等の理由により、礼拝出席が困難な場合とする。  
ただし、規則第25条ただし書の「意思表示書面」の提出が2年以上ない場合、不在会員とすることができる。
- 第3条 規則第12条第4項の「教会員としての責任」とは、月定献金の納付をいう。  
ただし、前条ただし書該当の者は、別帳に移さないこととする。
- 第4条 規則第12条第5項の「相当の期間」とは、概ね20年とする。
- 第5条 規則第13条により、客員となった者が、3ヶ月以上礼拝出席がなく、6ヶ月以上月定献金の納付がなかった場合、長老会の議を経て、客員処遇を取り消すことができる。